

法の下での平等と差別の認識をもとにした小学校社会科の授業

－ 「無知のベール」を活用した教育アプローチ －

高倉 和弘*

Elementary School Social Studies Lessons Based on the Recognition of Equality Under the Law and Discrimination: An Educational Approach Utilizing the "Veil of Ignorance"

TAKAKURA Kazuhiro

要約

平成29年告示の小学校学習指導要領は、社会科教育の目標として「社会的な見方・考え方」を用いて課題を解決する力を養うことを求めている。なかでも、法の下での平等（憲法第14条）に関する学習では、歴史や社会構造の視点を持つことが重要である。法の下での平等は、法の適用と内容の両方が平等であることを意味し、形式的平等と実質的平等の両面を考慮する必要がある。また、差別の要素には、偏見、主体性否定、構造的問題への視点欠如、否定的価値観・感情があり、差別解消には、思いやりや優しさだけでなく、公正な法・ルール の制定や適切な社会制度設計が不可欠となる。

これらの基礎的な認識をもとにした小学校社会科における法の下での平等の指導には、ジョン・ロールズの「無知のベール」を活用した授業が有効である。これは、自分の属性を知らない状態で公正な社会のルールを考える思考実験であり、学習者に他者の立場から社会構造を考えさせることができる。この方法により、基本的人権の尊重や差別のない公正な社会の実現に向けた視点を養うことができる。

キーワード：法の下での平等、区別、差別、歴史的視点、社会構造、無知のベール

Abstract

In the 2017 revision of the Course of Study for Elementary Schools, the goal of social studies education is to develop the ability to solve problems using "social perspectives and ways of thinking." Particularly in the study of equality under the law (Article 14 of the Constitution), it is important to have perspectives on history and social structures. Equality under the law means that both the application and content of the law must be equal, and it is necessary to consider both formal equality and substantive equality. Additionally, the elements of discrimination include prejudice, denial of subjectivity, a lack of perspective on structural issues, and negative values and emotions. To eliminate discrimination, it is essential to establish fair laws

and rules and design appropriate social systems, and not just to rely on kindness and compassion.

Based on these fundamental recognitions, teaching equality under the law in elementary school social studies classes can be carried out effectively through lessons utilizing John Rawls' "veil of ignorance." This is a thought experiment in which students consider fair social rules without knowing their own attributes, allowing them to think about social structures from the perspective of others. This method helps cultivate a viewpoint aimed at respecting fundamental human rights and realizing a fair society without discrimination.

Keywords: Equality Under the Law, Distinction, Discrimination, Historical Perspective, Social Structure, Veil of Ignorance

1. はじめに

平成29年告示の小学校学習指導要領においては、社会科は「社会的な見方・考え方（社会的事象の見方・考え方）を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動をとおして、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」の育成をめざすこととしている。^[1]つまり、深い学びの実現のためには、「社会的な見方・考え方」を用い、社会にみられる課題の解決に向けて、社会へのかかわり方を選択・判断する力を養うことが求められている。

ここでいう「社会的な見方・考え方」を働かせるときに重要となるのは、①位置や空間的な広がり②時期や時間の経過③事象や人々の相互関係といった視点である。^[1]これらの視点は、基本的人権についての学びにおいても当然として重視されなければならない。しかしながら、これまでの小学校における基本的人権、なかでも法の下での平等（日本国憲法第14条）に関する学習過程を見たとき、特に②の視点、つまり歴史やそれにともなう社会構造の成立過程の視点が意識されていない、或いは不十分なため、なぜその法規定や制度が必要であったのかを認識されていなかったり、その法規定や制度がめざす姿とはどのようなものなのかを明確に描ききれていなかったりする事例も散見される。

「社会的な見方・考え方」を働かせて、過不足なくめざすべき世界を学習者に認識させる指導を行うためには、指導者自身に基本的人権に関する十分な知見が必要となる。本稿では、小学校社会科における基本的人権、特に法の下での平等及びそれにかかわる差別に関して、指導者が理解しておくべき基本的な考え方や定義を明らかにするとともに、それらをもとにした指導の概要を提示したい。

2. 法の下での平等

2. 1. 法の下での平等の意義

日本国憲法第14条は法の下での平等を定めている。日本国憲法成立以前には身分制度、あるいはそれに準ずる社会構造による規制により、人が生まれながらに差別される状況が存在していた。例えば大日本国憲法には一般的な平等条項はなく、唯一19条が「日本臣民ハ

法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得」^{〔2〕}と平等に関する規定を定めていたにすぎない。敗戦を機に旧憲法は抜本的に変更され、新憲法が制定された。

日本国憲法第14条は、国家権力に対して国民を平等に扱うことを要求している。14条1項に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」^{〔3〕}と定められている。この条文は、国民は法の下に平等であることを規定しているが、「法の下」及び「平等」が何を意味するのかについては触れていない。法の下での平等を理解するためには、14条の言う「法の下」、「平等」が何を意味するのかを解釈する必要がある。

2. 2 「法の下」の射程

14条の「法の下」とは、法律のおよぶ範囲を意味する。具体的な射程として、以下の二つがある。一つは、法適用の視点である。法の執行・運用を行う行政府や司法府には、等しく国民を扱うことが求められており、法を執行する際には、国民を差別して執行・不執行を決めてはならない。罪を犯した場合、社会的地位や財産に関係なく、同じ法律に基づいて裁かれるのはこの例である。

次に、法内容の視点である。法を制定する立法府は、法の内容が公正であることに常に気を配らねばならない。法の内容が国民を差別するものである場合、国民を公平に扱うことはできないからである。尊属殺重罰規定判決(1973)や非嫡出子の相続分差別規定判決(2013)がその例と言える。

14条を文理解釈すれば、法適用の公平性のみが求められていると解されるが、このような解釈では法の中身で国民を差別できることになり、14条のめざすべき姿には到達できないであろう。このことから、「法の下」とは、法適用に加え、法内容が公正であることも論理解釈上要求されている(立法者拘束説)と考えられ、この解釈が通説となっている。^{〔4〕}日本国憲法は、81条で裁判所による違憲立法審査制を規定しているが、これにより不平等な立法・行政等の合憲性を裁判所で争うことが可能であることも、この論理解釈から考えれば納得がいくであろう。したがって、法適用及び法内容の双方が、「法の下」の射程と言うことができる。

2. 3 「平等」の意味

平等の概念には、その適用と理論において多様な分類が存在する。一般的に、平等は形式的平等と実質的平等に大別される。

形式的平等(機会の平等)は、法の前でのすべての人の同一性を指し、法律がすべての人に対して同じように適用されることを意味する。この考え方は、人種や性別などに関係なく、すべての個人を法律や制度において同一視することが基本となる。これは一見公平に見えるも

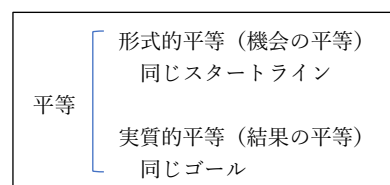


図1 形式的平等と実質的平等^{〔4〕}

の、背景にある歴史的・社会的不平等を是正することはできない。資本主義の進展にとともに、持てる者はますます富み、持たざる者はますます貧困に陥るといったことが起こる。これでは既に存在する不平等や格差を是正できず、形式的平等を追求することが、かえって差別を温存することになり、結果として個人の不平等をもたらすことにつながる。^[5]

これに対して実質的平等（結果の平等）は、単に法の文字通りの適用だけでなく、個々の状況や条件を考慮に入れ、結果としての平等を実現しようとするアプローチである。例えば障害者雇用促進法（1987）は、障害者の働く機会を増やすために企業に対して一定割合の障害者を雇用することを義務付けており、実質的平等の一例と言える。実質的平等は、全員を同じように扱うだけでは不十分であり、特定の集団や個人に対して追加的な支援や配慮を行うという視点を持つ。このような支援措置は「ポジティブ・アクション」として知られ、平等を実現するための重要な手段であり、真の平等を実現するために必要不可欠とされている。^[6] 資本主義の進展にともなって格差の是正が重視されるようになったことから、平等の理念は、形式的平等から実質的平等を重視する方向へと推移している。^[7]

また、憲法学においては、平等の分類に関して、絶対的平等と相対的平等という概念がある。絶対的平等は、すべての人が事実上同じ状態にあるべきだという理想を追求するものである。しかし現実には各人の性別・能力・年齢・財産・職業・生活環境等には違いがある。このような違いを無視して機械的に同じ取り扱いをすることは、かえって不合理な結果をもたらすことになる。^[4] これらのことから絶対的平等は実際には達成が困難な場合が多い。

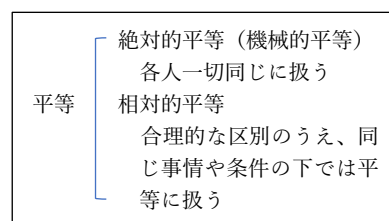


図2 絶対的平等と相対的平等 ^[4]

一方で、区別すること自体が差別として禁止されるわけではなく、区分や分類すること自体は憲法違反にはならない。所得税の累進課税や選挙権の年齢による規制等がその例である。しかし、個人の差異を認めつつも、同じ状況の下では平等に扱うことが必要である。^[4] これを相対的平等と言う。相対的平等は、すべての人を完全に同じ条件で扱う絶対的平等とは異なり、個人の違いや状況に応じて平等の実現をめざす考え方である。この概念では、人々の立場やニーズの違いを考慮したうえで公平に取り扱うことが重視されており、14条はこの相対的平等も保障していると解釈されることが一般的である。^[8] これにより、実質的平等をより効果的に実現しようとしているのである。

このように、平等の分類は、理論的な議論と実際の法律適用の両面において重要な役割を果たしている。それぞれの分類は、法律の解釈や社会政策の設計において異なるアプローチを提供し、より公正で公平な社会の実現に向けた指針となっている。14条の平等原則は、これらの分類を背景に持ちながら、すべての国民に対する平等な機会と公正な扱いを保障するための基盤を提供しているのである。^[9]

以上のことから、14条の「法の下での平等」とは、「公正な法が公平に適用され、すべての人が同じ権利や機会を持つとともに、特定の社会的条件や状況に応じて適正に扱われること」と解釈することができる。

3. 差別の定義

3. 1 差別と区別

これまで述べてきたように、平等とは、すべての人が同じ権利や機会を持つとともに状況に応じて適正に扱われることであり、社会の公正さを保つための基本的な概念となっている。また、区別自体が禁止されているわけではないことも先に述べたとおりである。ここで問題となるのが区別と差別の違いである。区別自体は私たちの社会生活の中で無数に存在する。男女別のトイレ・更衣室などの性別による区別の他に、飲酒や喫煙の年齢制限などの年齢による区別、学力別クラス編成や入学試験の点数による合否などの能力による区別など、数え上げればきりが無い。では、区別と差別の違いはどこにあるのか。差別の定義を考えると、その違いを明確にしておく必要がある。

3. 2 区別

区別は、特定の特徴や性質に基づいて物事を分類する行為であり、合理的な理由に基づいて行われるものである。区別の根拠としては合理性、効率性、安全性がある。合理性の例としては、医療現場において患者の症状や病歴に応じて治療方法を選択することが挙げられる。これにより患者は個々の病状に応じた適切な治療を受けることが可能となる。効率性の例としては、学校の成績に基づくクラス分けがある。これにより児童生徒の学力に応じて効率的な学習を進めることができる。安全性の例としては、公共のトイレや更衣室を男性用と女性用に分けることが挙げられる。利用者のプライバシーと安全・安心を確保するためである。いずれにせよ、合理的理由に基づく区別は差別として認識されない。

このような合理的区別の考え方は、先に述べた憲法における平等の考え方との親和性も高い。憲法における平等は絶対的平等だけではなく相対的平等をも意味した。例えば妊娠した女性のために産前産後休暇を設けると、男性や子供を産まない女性よりも、子供を産む女性のほうが休暇の日数は多くなる。しかしそれは男性や子供を産まない女性に対する不当な扱いとはならない。あくまで子供を産むという事情による母体保護という合理的理由がある。また、収入が多ければ多いほど所得税は増えるが、これも不公平とは言えない。同じ金額の税金にすれば収入の多い人は楽で、収入の少ない人には苦しい状況となり、かえって不公平になる。したがって、これにも合理的理由がある。^{〔4〕}

このように、区別は、合理的理由に基づいて行われる行為であり、異なる特徴や状況に応じて適切な対応をすることをめざしたものである。結果的に、区別は対象者に利益をもたらす、社会的公正さを保つものとなる。

一方で、不合理な理由に基づく行為は、区別ではなく差別となる。では、差別の要素（原因）となる不合理な理由とはいったいどのようなものなのだろうか。

3. 3 差別の要素

3. 3. 1 偏見

人を差別してはいけないということは当然な規範であると受け取られている。ただ、具体的に何を差別として認識するかは時代によって変化することもあり、差別の定義には常に困難さがつきまとう。

差別を定義するため、「女性は能力が劣るため重要な役職には就けない」を例として考える。これが差別であることは疑いのないところであろう。能力が劣るかどうかは、人によって異なり、性別に依存するものではない。これは女性という属性に対する事実認識の誤りである。客観的な根拠なしに、共通の特徴（この場合は女性）をもつ類型に対して画一的な見方をすることは不合理であり、明らかな偏見と言える。^[10] このことから、差別の要素には、誤った事実認識である「偏見」があると言える。

3. 3. 2 主体性の否定

他方、女性が男性に比べて重要な役職についていないことは統計的事実である。統計的に事実であるなら偏見とは言えず差別ではないとの主張も成り立つように思われる。しかしこれには二つの問題がある。一つは、仮に統計的に事実であったとしても、日本国憲法は13条で、人を個人として尊重することを謳っている。職場でのふるまいを性別で予測することは、対象を自律的主体として扱っていないことになり、^[10] この点で不当であり、不合理と言えよう。差別を考えると、この主体性の尊重は重要な視点となる。これらのことから、差別の要素として「主体性の否定」を挙げることができる。

3. 3. 3 構造的問題への視点の欠如

二つ目は、構造的問題の視点である。学校教育においては、差別の問題を「情緒」や「気持ち」の問題として捉えるケースが少なからず見受けられる。つまり、マイノリティへの差別が社会構造や歴史に基づいたものであるとの視点が抜け落ちているのである。^[11] 女性が歴史的に従属的地位に置かれ、女性の社会進出に抑制的な社会構造があったことを考えると、今なお統計的に女性が重要な役職についていないこと自体が、女性という類型に対する差別だと言える。

日本における基本的人権に関する教育は、「弱者に寄り添い、優しく思いやりをもって接する」といった優しさ・思いやりの側面が強い。本来であれば基本的人権の保障は政府の義務である。しかしそれを個人の優しさ・思いやりの問題に帰すれば、人権保障は個人のアプローチの問題となる。^[12] 個人の優しさ・思いやりは当然大切なことであるが、個人のアプローチだけに頼り、構造的な問題に目を向けなければ、制度や法律の不備が引き起こす差別の問題は克服できない。

例えばアメリカにおける黒人差別の問題に関して、当初は黒人専用車両や黒人専用の学校が設けられるなど、奴隷解放が認められた後も、黒人は制度的に差別され続けた歴史がある。黒人はアメリカ社会の中で継続的に従属的な地位に置かれてきた。しかし今はそのような制度的制限はなく、黒人の地位は向上してきている。その背景には、「特別に不遇な集団を保護すべき」との原理がとられたことがある。^[10] これは、不遇な歴史があり、現在においてもその影響を受けている社会集団は、平等原則により保護の対象になるとの考え方である。日本においては、女性のほか、部落問題、在日コリアン、アイヌ民族、障害者、性的マイノ

リティ等はその対象となるであろう。差別の問題を考えると、歴史に基づく社会構造・社会制度の視点はなくてはならないものである。

以上のことから、差別の要素として「構造的問題への視点の欠如」が挙げられる。

3. 3. 4 否定的価値観・感情

差別の要素には、偏見、主体性の否定、社会構造や歴史への視点の欠如があることを述べてきた。偏見及び社会構造や歴史への視点については、学校等での適切な学びにより、正しい事実認識を持つことをとおして克服が可能とも言える。個人の主体性の否定についても同様で、生活の中での学びにより正しく認識することもできるであろう。しかし現実には先ほど例に挙げたアメリカにおいても、また日本においても、不合理な区別による排除はいまだになくなってはいない。それはなぜであろうか。

それは端的には意識の問題と言える。人は、事実認識や主体性の問題及び社会構造や歴史に関して十分に学んだとしても、特定の集団や個人に対する潜在的なマイナスイメージを払拭できないまま不合理な区別をすることがある。これは、事実認識等とは異次元の、特定の類型自体に向けられた価値観や感情の表出と言える。

例えば、PISA テストで日本の女子生徒は理系科目で国際的に高い成績を収めているが、著者が現在勤務する高校における理系クラスの男女比を見ると、男子に比べ女子の割合が明らかに低い。しかも理系の女子は理系科目の選択で「生物」に集中しており、「物理」を選択しない傾向が顕著に見られる。これも「女性」という類型に対するイメージや価値観の表れだと言えよう。

人はしばしば、他者を或いは自分自身を人種や性別等を基準に類型化し、その類型に対して否定的な価値観や感情を持ち、それに基づき行動することがある。^{〔10〕} こうした価値観・感情の表出は、知識や認識を凌駕することがある。社会心理学の分野から見ると、価値観に基づく思考やそれにとまなう行動は、人間が環境に適応するために獲得した様々な心理的メカニズムに由来する。そしてそれらは私たちの意識を越えた形で働き、これを制御することは極めて困難であると言われる。また、潜在的価値観は平等の規範等によって表出を抑制されると葛藤が生起し、これを低減しようとする逆「あの人たちが努力しないのが悪い」などの自己の価値観を正当化する言説（自己責任論）を探し、制御効果が無効化されると言われる。これらの状況はコロナ禍初期の日本社会にも数多く見られた。また人には集団間の序列を是とし、その維持を欲するところがあると言われる。社会的支配指向性と呼ばれるこうした心性は、差別的態度を助長するとも考えられている。^{〔13〕}

このような意味で、特定の類型に向けられる「否定的価値観・感情」は、差別の中核的要素であると言えよう。^{〔10〕}

3. 3. 5 差別の定義

以上述べてきたことから、差別とは、「特定の集団や個人に向けられた、偏見、主体性否定、構造的問題への視点欠如、否定的価値観・感情により、対象者に不利益をもたらす思考や行動」と定義できる。そしてこれは、結果として社会的不平等を生むものとなる。

このように考えると、優しさ・思いやりだけでは、もはや差別の問題を解決することがで

きないことは明らかである。差別解消のためには、公正な法・ルール of 制定や適切な制度設計が欠かせないものとなる。

4. 小学校社会科における「法の下 of 平等」 of 指導

4. 1. 多様性と制度設計

近年、日本社会において多様性(ダイバーシティ)という語が広く使われるようになった。メディアでは特に 2010 年代から急速に普及し^{〔14〕}、教育現場でも頻繁に使われる現状がある。平成 29 年告示 of 小学校学習指導要領解説社会科編においても、「グローバル化」と並んで「多様性」はその根底にある考え方となっている。

日本の社会における多様性への取り組みは、様々な異なる背景を持つ集団や個人を尊重しよう、認めよう、という心 of あり様を中心に広まってきた。例えば「みんな違って みんないい」は好意的に捉えられているスローガンではあるが、差異を尊重する一方で、背景にある構造的差別には言及できなくなるという意味で、不都合な差異を封じ込めてしまう働きがある。^{〔15〕}「障碍は個性だ」と of 言説も同様である。健常者も障碍者も対等で個性的な存在であるとの考え方には、そこにある構造的差別を解消しなければならないとの視点が抜け落ちている。マイノリティとマジョリティ of 関係は非対称であって、私たちが暮らす社会においては、一般的にマジョリティが当たり前 of 存在として優位な立場に立っている。社会は基本的にマジョリティ of 基準に従って制度設計されているため、マイノリティ of 尊厳は損なわれやすい傾向にある。^{〔15〕}

したがって、制度やルールをつくるマジョリティは自らの特権性に自覚的でなければならない。すべての人 of 基本的人権 of 尊重を実現するためには、多様性を担保する施策がマジョリティ基準へのマイノリティ of 統合ではなく、「同じでないこと of 連帯」をめざして制度やルールを定めることが必要不可欠となる。^{〔14〕} 小学校社会科 of 授業においても、この点を念頭に置く必要がある。

4. 2 ジョン・ロールズ of 「無知 of 的ベール」

小学校社会科 of 目標は、「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追求したり解決したりする活動をとおして、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会 of 形成者に必要な公民としての資質・能力 of 基礎を育成することを目指す」^{〔1〕} ことである。法 of 下 of 平等を実現し、差別のない公正な社会をめざすための学習は、この目標達成にはなくてはならない学びである。

これまで本稿では、法 of 下 of 平等 of 意味するところや、差別 of 定義について示してきた。また、違いを前提とした制度設計 of 必要性についても先に述べたとおりである。では、優しさや思いやりではなく、どのような類型の人や集団にも公正かつ公平なルールや社会制度をつくるための理念を学習者に意識させるためには、どのような授業が有効なのだろうか。その例 of 一つとして、ジョン・ロールズが提唱した「無知 of 的ベール」 of 活用を挙げる。

「無知 of 的ベール」とは、アメリカ of 哲学者ジョン・ロールズがその著書『正義論』 of なか

で提唱した、公正な社会を構築するための思考実験の一つである。ロールズは、自分たちのアイデンティティのもととなる情報に関する知識をなくされた状態（原初状態）、つまり各人が自分の人種、性別、年齢、社会的地位、能力などの属性を知らない状態で、全成員が一致して採択した（受容した）社会のしくみこそ公正・公平なものであると主張した。^[16] 人は、自分は最も不遇な境遇かもしれないと考えることで、そのような立場であっても人として生活できるような合意を結ぼうとするとロールズは説く。この原初状態にいることをロールズは「無知のベール」に覆われた状態と表現した。^[17] この考え方を指導過程に用いることで、自分自身の属性にとらわれず、誰もが差別にさらされることのないルールや制度を学習者に考えさせることが可能となる。

4. 3 「無知のベール」を活用した授業例

差別の要素や自身の属性に縛られることなく、広い視野から公正な社会の在り方を考えるための方法として、「無知のベール」を活用した授業例を示す。この学びのプロセスの中で、自然に他者の立場から集団の制度設計をしようとする経験を持つことは、深い思考に必要な視野の広がりや学習者に自覚させる機会となる。

ここでは租税制度を例として取り上げる。授業の目的は、どのような人にとっても公平なルールや制度を考える道筋について体験をとおして認識するとともに、基本的人権や法の下での平等の意味を理解することである。以下にその事例の概要を提示する。

「無知のベール」を活用した授業概要

① 課題の提示

・「よい税のとり方を考えよう」

② 税のとり方の説明（復習）

- ・誰に対しても同じ税率で税をとる（比例税・定率税－消費税）
- ・たくさんお金を稼いでいる人からより多くの税をとる（累進課税－所得税）

③ グループ内での役割分担決定

・社長、有名野球選手、会社員、学生、障害のある人、の5つ。無作為に決める。

④ 役割に応じた思考

- ・役割になりきって、自分の役割が最大限有利になるためにはどのような税のとり方がよいかを考え、意見を述べ合う。
- ・なぜそうすべきなのか、その理由について、歴史的視点や社会構造を含めて考える。

⑤ 自分がどの立場になるのかわからない状態での思考（無知のベール）

- ・これまでの役割を離れ、自分がどの立場になるかわからないことを前提とし、一人の人間として考える。
- ・クラス全体で意見を出し合う。

⑥ 振り返り

- ・役割で考えたことと、役割がない状態（無知のベール）で考えたこととを比較する。
- ・ルールや社会制度を考えると、何が大切なのか、どんな視点を持つべきかを話し合う。

・基本的人権、法の下の平等の意味を考え、発表する。

先行研究では、役割を決めた思考とその後の「無知のベール」を用いた思考との間に、学習者の判断がより基本的人権を重視したものに变化することが認められている。^{〔18〕}このことは、「無知のベール」の考え方を用いた授業に、基本的人権や法の下の平等の理念を理解するうえで、一定の効果があることを示している。

4. 4. 「無知のベール」の効果

自己が属する集団への所属性に基づき形成される社会的アイデンティティは、人々の心のよりどころとなる。一方で、個人の精神的基盤となる社会的アイデンティティが、他集団への敵対感情や差別意識の源泉となることも事実である。^{〔19〕}サッカー等の応援で見られる、相手チームやその応援団への度を越した行為を見てもそれは明らかである。「無知のベール」は、これらの個人的感情・価値観や集団的属性の影響を受けることなく、他者・他集団の視点から社会構造やルール・制度を考えることを可能とする。

「無知のベール」の視点でルールや制度設計を考えることにより得られる効果の一つは、社会属性にかかわることなく基本的人権の確保を志向するようになる点である。教育、医療、社会保障などに、すべての人が平等にアクセスできるよう考えを進めることができる。次に、差別や偏見の制度的排除の視点を持つことができる点がある。これにより、性別、年齢、障碍、人種、社会的地位などに基づく差別が排除されるような制度設計をめざすようになる。さらに、社会的機会が均等になるように思考が進む点が挙げられる。どのような社会属性でも、公正に機会を得られる社会制度の構築をめざすようになる。

これらの効果は、先に述べた差別の要素、つまり、偏見、主体性否定、構造的問題への視点欠如、否定的価値観・感情等を乗り越え、フラットな視点で社会におけるルールづくりや制度設計に向かうための大きな力になる。また、これらの学習過程は、学習者が基本的人権や差別の問題を考える際、不遇な状態にある集団や個人に対して歴史的視点を通して理解を深めたり、差別の裏には何が潜んでいるのかを認識したりする過程ともなり、日本国憲法が定める基本的人権の尊重や法の下の平等について、より深い学びを提供するものとなる。

5 おわりに

これまで述べてきたとおり、法の下の平等は、すべての人が公平・公正な扱いを受けることを保障する基本原則である。一方その実現においては、社会的背景や個々の状況が異なるため、形式的な平等が必ずしも実質的な公平を意味するというわけではない。形式的平等が無差別にすべての人に同一の基準を適用する一方で、実質的平等は、社会的弱者や歴史的に差別されてきた人々に配慮し、格差を是正するための積極的な措置を求めている。

また、差別は、社会における構造的偏見や不平等を温存し、法の下の平等の実現を妨げる要因となる。差別を排除するということは、単に差別行為を取り締まることだけではなく、制度や文化に根付く不平等を是正し、すべての人が平等な機会・結果を持てるよう環境を整えることを意味する。

法の下での平等や差別に関する概念は、理想として社会に掲げられ、その実現に向けた試行錯誤が今も続けられている。小学校社会科の学習は、これからの社会の成員として、この試行錯誤の主体となる市民の育成をめざして行われるものである。そのような将来の市民を育成する教員に求められるのは、優しさや思いやりのアプローチだけではなく、法の下での平等や差別に関する深い認識と、それを基にして授業を組み立てる力である。本稿ではその一例を示した。今後はこれらを実践し、その結果を検証して、よりよい実践事例を積み重ねていくことが必要となる。

引用文献

- 〔1〕 文部科学省（平成 30 年）『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説社会編』日本文教出版
- 〔2〕 国立国会図書館「日本国憲法の誕生 - 憲法条文・重要文書 - 大日本帝国憲法」
- 〔3〕 国立国会図書館「日本国憲法の誕生 - 憲法条文・重要文書 - 日本国憲法」
- 〔4〕 伊東明子（2022）「日本国憲法における法の下での平等と性による差別、障害者の人権」筑波大学理療科教員養成施設紀要第 7 巻第 1 号
- 〔5〕 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利（2001）『憲法 I 第 3 版』有斐閣
- 〔6〕 植木淳（2016）「平等原則における不変性」名城法学 66 巻
- 〔7〕 富永晃一（2017）「差別とは-法学の観点から」日本労働研究雑誌
- 〔8〕 岡田高嘉（2014）「意図せざる差別の憲法的規制(1)」広島法学 37 巻 3 号
- 〔9〕 芦部信喜（2002）『憲法 第三版』岩波書店
- 〔10〕 木村草太（2023）『「差別」のしくみ』朝日選書
- 〔11〕 出口真紀子（2021）「多様性（ダイバーシティ）が実現する社会とは」ヒューライツ大阪 国際人権ひろば No.160
- 〔12〕 藤田早苗（2024）「「優しさ・思いやり」が強調される日本の人権教育、世界と大きくズレている深刻 政府の義務が自己責任にすり替えられる危険性」東洋経済オンライン
- 〔13〕 池上知子（2020）「公正感の起源と差別」（研究委員会企画シンポジウム 2 「今、差別を考える-社会心理学からの提言-」）『教育心理学年報』第 59 集
- 〔14〕 三成美保（2021）「マイノリティの包括的権利保障に向けた法的アプローチ」『日本労働研究雑誌』独立行政法人労働政策研究・研修機構 JILPI
- 〔15〕 出口真紀子（2021）「マジョリティが陥りやすい多様性の罠」国際人権ひろば No.160
- 〔16〕 John Rawls, *A Theory of Justice : Revised Edition*, Belknap Press: An Imprint of Harvard University Press, 1999（ジョン・ロールズ 川本隆史・福岡聡・神島裕子（訳）（2010）『正義論 改訂版』紀伊國屋書店）
- 〔17〕 小林正弥（2010）『サンデルの政治哲学 - <正義>とは何か』平凡社新書
- 〔18〕 秋田真（2021）「小学校 6 年生の基本的人権の判断に及ぼす『無知のベール』の効果」松本大学研究紀要

- 〔19〕 池上知子 (2014)「差別・偏見研究の変遷と新たな展開－悲観論から楽観論へ」教育心理学年報第 53 集

参考文献

- 黒川勲、鄭敬娥 (2024)「小学校社会科における憲法と人権に関する授業開発研究」大分大学教育学部附属教育実践総合センター
- Scott Hershovitz, *Nasty, Brutish, and Short: Adventures in Philosophy with My Kids*, Allen Lane, 2022 (スコット・ハーシュヴィッツ 御立英史(訳) (2023)『父が息子に語る 壮大かつ圧倒的に面白い哲学の書』ダイヤモンド社)
- 堀田義太郎 (2023)「差別とは何か、その不当性はどこにあるのか～差別を哲学する」一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター
- 神谷悠一 (2022)『差別は思いやりでは解決しない ジェンダーや LGBTQ から考える』集英社新書
- 川崎惣一 (2019)「時代の変化に対応した、小学校社会科における人権の学びについての研究」宮城教育大学紀要第 54 巻
- 松尾功子 (2019)「小学校社会科の授業づくりについての一考察－新学習指導要領における主体的・対話的で深い学びを目指して」児童教育支援センター年報第 14 号
- 井上法好 (2023)「社会へのかかわり方を選択・判断する社会科授業デザイン」埼玉大学教育研究会『埼玉社会科教育研究』No29
- 森実 (2010)「『差別と平等』をどう学ぶのか」大阪府人権学習シリーズ